

生活関連施設等感染予防対策強化事業(第2弾) 主な対象事業者

○ 山梨県内において、消費者との間で日常的に決済を行う中規模以下の事業者

支援額: 1店舗・施設あたり最大30万円

No.	対象区分		中規模 (従業員)	主な対象	確認書類
1	飲食サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売(調理を行うもの)、配達飲食サービス業(宅配ピザ屋、仕出し料理、弁当屋、デリバリー専門店)等	法人: 営業許可証、履歴事項全部証明書(申請日から3カ月以内のもの、写し可) 個人: 事業の開業・廃業等届出書
2	小売業	各種商品小売業	50人以下	ミニスーパー(衣食住にわたって小売するもの)等	
3		織物・衣服・身の回り品小売業	50人以下	呉服・服地小売業、寝具小売業、男子服小売業、婦人服小売業、子供服小売業、靴・履物小売業、カバン・袋物小売業、下着類小売業、化粧品小売業、帽子小売業、傘小売業等	
4		飲食料品小売業	50人以下	各種食料品小売業、酒小売業、菓子・パン・ケーキ小売業、アイスクリーム小売業、コンビニエンスストア、牛乳小売業、コーヒー小売業、そう菜屋、駅弁売店等	
5		機械器具小売業	50人以下	自動車小売業、自動車部分小売業、二輪自動車小売業、自転車店、電気機械器具小売業、中古電気製品小売業、その他の機械器具小売業等	
6		その他の小売業	50人以下	家具小売業、ベッド小売業、刃物小売業、日用雑貨小売業、医薬品・化粧品小売業(ドラッグストア)、農業用機械器具小売業、種苗小売業、ガソリン小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品小売業、おもちゃ屋、楽器小売業、時計屋、ホームセンター、花屋、ペット用品小売業等	
7		運輸業	道路旅客運送業	300人以下	
8	その他の教育、学習支援業	社会教育	100人以下	図書館、博物館、美術館、植物園、青少年教育施設、児童自立支援施設等	
9		学習塾	100人以下	学習塾	
10		教養・技能教授業	100人以下	音楽教授業、書道教授業、そろばん塾、英会話教室、スポーツ・健康教授所、スイミングスクール、ヨガ教室、気功術教授所、テニス教室、体操教室、ゴルフスクール、囲碁教室、ダンス教室、料理学校、自動車教習所(各種学校でないもの)等	
11	生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	100人以下	洗濯業、クリーニング業、理容店、銭湯業、エステティックサロン、ボディケア・ハンドケア、ネイルサロン、コインランドリー業等	
12		その他の生活関連サービス業	100人以下	旅行業、衣服裁縫修理業、葬儀業、結婚式場業、結婚相談業、デジタルカメラ写真プリント業、易断所、観光案内業(ガイド)、靴磨き業、ペット美容室、運転代行業、チケット類売買業、宝くじ売さばき業、ハウスクリーニング業等	

上記の他にも、県内において消費者との間で日常的に決済を行う中規模以下の事業者は対象となります。

ただし、①「やまなしグリーン・ゾーン認証」対象業種*に該当する店舗・施設、②すでに「生活関連施設等感染予防対策強化事業支援金」を受給している店舗・施設は支援対象外となります。

*「飲食業(持ち帰り・配達専門を除く)」「宿泊業」「ワイナリー」「酒蔵」「劇場等」「集会・展示施設」「大規模集客施設等」「屋内運動施設」「遊技施設」「遊興施設」「学習塾等」

生活関連施設等感染予防対策強化事業(第2弾) 主な対象備品及び消耗品

【備品】

用途	品名
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済端末(ソフトウェア含む)、決済端末と接続して利用する汎用端末(PC、スマートフォン、タブレット端末、バーコードリーダー等)、据付・配線等
発熱確認	熱感知カメラ(サーモグラフィ)、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板
滅菌	衣服等滅菌装置、紫外線滅菌機器、スリッパ消毒装置、トング等自動消毒装置、抗菌抗ウイルス対応品
手洗い	除菌電解水給水器、ペーパータオルホルダー
換気	HEPAフィルタ付き空気清浄機、空気循環サーキュレーター(扇風機)、網戸、換気扇、二酸化炭素濃度測定器
接触防止	順番待ちお知らせシステム、混雑回避のためのオンライン予約システム、呼び出しベル、非接触注文アプリ、アクリルパーティション・アクリル板(※アクリル製でなくても飛沫を防止できるものであれば対象)、人感センサー付き照明器具、蓋付き便器(温水洗浄付き、自動洗浄付きの者を含む。ただし、蓋を閉じて洗浄すること)、簡易センサー型自動水栓、自動カーテン開閉装置、ビニールシート(送迎車などの仕切り)、透明ビニールカーテン(受付などへ設置)、配達用自転車・バッグ、レイアウト変更に伴う新たなイス・机、マイクロフォン・拡声器、消毒液設置台

※その他、生活関連施設等感染予防対策強化のための機器購入に資するもので知事が認めるもの(随時追加しますので、対象が迷う場合は事務局へご相談ください)

【消耗品】

用途	品名
滅菌	手指消毒液・消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水
手洗い	ペーパータオル、薬用液体石けん
接触防止	フェイスシールド、使い捨てコップ、使い捨てスリッパ、使い捨てブラシ、マスク、使い捨て手袋、三密防止など啓発チラシ・ポスター等、行列回避のための足下表示シール

※消耗品のみ購入は対象となりません。

※その他、生活関連施設等感染予防対策強化のための機器購入に資するもので知事が認めるもの(随時追加しますので、対象が迷う場合は事務局へご相談ください)

【留意事項】

空気清浄機	JIS規格で0.3 μ mの粒子に対して99.97%の捕集ができるエアフィルタ(HEPAフィルタ)搭載の空気清浄機など、メーカー名、型番等から感染予防の効果があると考えられるものが対象です。空気中のウイルスを低減させる効果が認められない一般的な空気清浄機は対象となりません。
エアコン	換気機能付き、空気清浄機能付きなど、メーカー名、型番等から感染予防の効果があると考えられるものが対象です。一般的なエアコンは室内の空気を循環させ「冷房」「暖房」を目的として使用するものであり対象となりません。
次亜塩素酸水噴霧器	次亜塩素酸水の噴霧は人体に害を及ぼすことが指摘されているため対象となりません(備品等を消毒するための生成器は対象です)。
ハンドドライヤー	水滴によるウイルス拡散が指摘されているため対象となりません。
温水洗浄便座	感染防止のため蓋付きを導入した場合は対象ですが、温水洗浄便座のみでは感染予防対策とは言えないため対象となりません。
感染対策が主たる目的でないもの	通常業務に利用するパソコン、スマートフォン、タブレット端末、自動車や抗菌機能が付加された洗濯機、乾燥機、掃除機など汎用性があるものは原則として対象となりません。感染予防対策のために特別な理由がある場合は、申請書にその旨をご記載ください。
客が立ち入らない場所に設置、使用するもの	消費者、利用者が立ち入らない管理事務所、更衣室、倉庫、従業員専用トイレなどに設置する備品・消耗品は対象となりません。
その他の経費	空調工事や配管工事などの工事費用、機器等のリース・レンタル・保守費用、代引き手数料、役務の提供に要する費用、消費税及び地方消費税などは支援の対象となりません。
厚生労働省から注意喚起されているものは、感染予防の効果について、現段階においては客観性及び合理性を欠くものがあるので、対象にならない場合があります。	